令和８年第４回定例記者会見　要旨

日時：２０２６年１１月１８日（水）　午後２時～
場所：神栖市役所本庁舎３階　３０１会議室

■主な議案の説明（総務部長）

〇議案第１号　神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議案第１号につきましては、「神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例」についてであり、神栖市次世代学校配置計画策定委員会を設置し、神栖市次世代学校配置計画の策定に関し必要な事項を協議検討するため、また、神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会を廃止するため、当該条例の別表で、神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会に関する事項を削除し、神栖市次世代学校配置計画策定委員会に関する事項を加える改正をおこなうものです。

〇議案第２号　神栖市手数料条例の一部を改正する条例

議案第２号につきましては、「神栖市手数料条例の一部を改正する条例」についてであり、マイナンバーカードの普及に伴い、証明書発行のコンビニ交付を推進するほか、受益者負担の公平性の観点から新たな手数料を追加するため、所要の改正をおこなうものです。

主な改正内容としましては、多機能端末機により交付する、戸籍の附票全部事項証明、戸籍の附票個人事項証明、住民基本台帳写しの証明、印鑑登録証明、所得に関する証明の金額を「５０円」減額するほか、路線バス福祉パスの再発行手数料「１件につき２００円」を追加するものです。

〇議案第３号　神栖市診療所開業資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第３号につきましては、「神栖市診療所開業資金貸与条例の一部を改正する条例」についてであり、貸与の対象となる診療所の要件を整理するため、所要の改正をおこなうものです。改正の内容としましては、第２条第１号に規定する貸与の対象となる診療所の要件を別途規則で定めることとするものです。

〇議案第１０号～議案第１２号　指定管理者の指定について

議案第１０号から議案第１２号までは、指定管理者の指定についてであり、神栖市児童厚生施設、神栖市運動施設、神栖市文化センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

■補正予算の説明（企画部長）

〇一般会計

補正額は３億２，７６９万４千円です。

【歳入の主な内容】

繰越金が３億２５４万５千円で、歳出・歳入の差額についての財源調整です。

寄附金が９５５万２千円で、学校パートナー制度等１９件ほか一般寄付金等です。

県支出金が４７万円で、農作物等災害助成対策事業費補助金です。

【歳出の主な内容】

給与改定に伴う人件費が９，４０９万１千円です。人事院勧告による、正規職員、会計年度任用職員等の給与等引上分です。

市道補修整備に係る経費が５，８３４万４千円です。主な内容は、市道補修整備事業において、台風や大雨の影響により、道路の補修箇所や仮設ポンプの設置回数が増加し、予算の不足が見込まれることから補正するものです。

農作物等災害助成対策事業費補助金が９４万１千円です。これは本年９月の大雨災害により、農作物等への甚大な被害を受けた農業者に対し、肥料や薬剤、代作用種苗等の購入費の補助や融資制度の利子助成を行い、農業者の経営再建を図るものです。

国庫支出金の返還が４，４３４万２千円です。主な内容は、「子どものための教育・保育給付費国庫交付金」、「子ども・子育て支援交付金国庫負担金」の返還金で令和７年度の実績により返還が生じるものです。

【債務負担行為】

追加を、運動施設指定管理委託ほか５７件。変更を、寄付講座開設費寄付金ほか３件おこなうものです。これらは、来年４月１日から業務（事業）をはじめられるよう今定例会に債務負担行為の設定をするものです。

○国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療険特別会計

補正額は、国民健康保険特別会計が１１５万２千円、介護保険特別会計が３９１万６千円、後期高齢者医療特別会計が８５万２千円です。

いずれも給与改定に伴う人件費等について、補正予算を計上するものです。財源としましては、一般会計繰入金等を充てるものであります。

○水道事業会計

補正額は、収益的支出が１，２５６万２千円です。電気料の高騰により配水場電気料に不足が生じるため、配水及び給水費の増額について補正予算を計上するものです。

○下水道事業会計

収益的支出の予定額に４，３４１万１千円を追加し、資本的支出の予定額に７７万円を追加するものです。

主な内容は、処理水量の増加に伴う下水道処理費の不足分及び、給与改定に伴う人件費です。